

農地転用許可申請に係る通知、地区除外の申請および意見書交付願

平成 年 月 日

農地法第 条により下記土地の転用許可の申請をいたしますのでこれが通知書並びに地区除外の申請書を提出
 しますので意見書の交付方お願いします。 (佐賀土地改良区用)

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----|---|-----|-----|----------|-----|---|-----|-----|---|---|
| 転用者の住所氏名 | | | | | | | | | | 印 | |
| 全関係者の住所氏名 | 所有者 | | | | | | | | | | 印 |
| | 耕作者 | | | | | | | | | | 印 |
| 土地の所属市町名 | 大 字 | 字 | 地 番 | 地 積 | 土地の所属市町名 | 大 字 | 字 | 地 番 | 地 積 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 転用の目的及びその時期 | | | | | | | | | | | |

意 見 書

上記土地の転用許可申請については同意します。 なお転用に際しては下記事項を遵守すべきこと。

記

1. 土地改良事業の施行および施設に支障をおよぼさないこと。転用者またはその関係者の責に帰すべき事由によって土地改良施設を損壊した場合は直ちに復旧し又はその損害を補償すること。
2. 汚濁物の水路への流入を防止すること。
3. 転用許可申請の農地に係る土地改良区が定めた決済金は転用許可申請に係る意見書交付と同時に納入すること。
4. 転用許可申請を取り下げ又は不許可になった場合は決済金は返戻する。ただし利子は付さない。

平成 年 月 日

佐賀土地改良区 理事長 秀 島 敏 行

農地転用許可申請に係る通知、地区除外の申請および意見書交付願

平成 年 月 日

農地法第 条により下記土地の転用許可の申請をいたしますのでこれが通知書並びに地区除外の申請書を提出
 しますので意見書の交付方お願いします。 (申請者用)

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----|---|-----|-----|----------|-----|---|-----|-----|---|---|
| 転用者の住所氏名 | | | | | | | | | | 印 | |
| 全関係者の住所氏名 | 所有者 | | | | | | | | | | 印 |
| | 耕作者 | | | | | | | | | | 印 |
| 土地の所属市町名 | 大 字 | 字 | 地 番 | 地 積 | 土地の所属市町名 | 大 字 | 字 | 地 番 | 地 積 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 転用の目的及びその時期 | | | | | | | | | | | |

意 見 書

上記土地の転用許可申請については同意します。 なお転用に際しては下記事項を遵守すべきこと。

記

1. 土地改良事業の施行および施設に支障をおよぼさないこと。転用者またはその関係者の責に帰すべき事由によって土地改良施設を損壊した場合は直ちに復旧し又はその損害を補償すること。
2. 汚濁物の水路への流入を防止すること。
3. 転用許可申請の農地に係る土地改良区が定めた決済金は転用許可申請に係る意見書交付と同時に納入すること。
4. 転用許可申請を取り下げ又は不許可になった場合は決済金は返戻する。ただし利子は付さない。

平成 年 月 日

佐賀土地改良区 理事長 秀 島 敏 行

農地転用許可申請に係る通知、地区除外の申請および意見書交付願

平成 年 月 日

農地法第 条により下記土地の転用許可の申請をいたしますのでこれが通知書並びに地区除外の申請書を提出
 しますので意見書の交付方お願いします。 (農業委員会用)

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----|---|-----|-----|----------|-----|---|-----|-----|---|---|
| 転用者の住所氏名 | | | | | | | | | | 印 | |
| 全関係者の住所氏名 | 所有者 | | | | | | | | | | 印 |
| | 耕作者 | | | | | | | | | | 印 |
| 土地の所属市町名 | 大 字 | 字 | 地 番 | 地 積 | 土地の所属市町名 | 大 字 | 字 | 地 番 | 地 積 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 転用の目的及びその時期 | | | | | | | | | | | |

意 見 書

上記土地の転用許可申請については同意します。 なお転用に際しては下記事項を遵守すべきこと。

記

1. 土地改良事業の施行および施設に支障をおよぼさないこと。転用者またはその関係者の責に帰すべき事由によって土地改良施設を損壊した場合は直ちに復旧し又はその損害を補償すること。
2. 汚濁物の水路への流入を防止すること。
3. 転用許可申請の農地に係る土地改良区が定めた決済金は転用許可申請に係る意見書交付と同時に納入すること。
4. 転用許可申請を取り下げ又は不許可になった場合は決済金は返戻する。ただし利子は付さない。

平成 年 月 日

佐賀土地改良区 理事長 秀 島 敏 行